
さいたま市立浦和大里小学校
保護者と教職員の会（PTA）

さいたま市立浦和大里小学校保護者と教職員の会（PTA）会則

第1章 総則

第1条 この会は、さいたま市立浦和大里小学校保護者と教職員の会(PTA)といい、事務局を同校内に置く。

第2条 この会は、保護者と教職員との協力により、家庭と学校と社会における児童の健やかな成長を助け、伴わせて会員の研修と親睦を図ることを目的とする。

第3条 この会は、教育を本旨とする民主的団体で、次の方針のもとに活動する。

1. 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
2. 特定の宗教や政党に片寄ることなく、また営利を目的とする行為は行わない。
3. この会またはこの会の役員の名で、公私の選挙候補者の推薦活動をしない。
4. 学校の人事、その他管理運営に干渉しない。
5. 他の団体、個人からも干渉を受けない。

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動をする。

1. 学校と家庭の緊密な連絡を図り、児童の校外生活指導に努める。
2. 教育環境ならびに教育施設の整備拡充のための活動をする。
3. 教育に必要な研究と調査の助成をする。
4. その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

第2章 会員

第5条 この会の会員は、次のとおりである。

1. 本校児童の保護者。
2. 本校の教職員。

第6条 会員は、すべて平等の権利を有し、義務を負う。

第3章 総会

第7条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関とする。

2. 総会は、定期総会及び臨時総会とする。また、書面開催を可能とする。書面決議には、WEB システムを使用することができる。
3. 定期総会及び臨時総会は、全会員の過半数の出席または書面による同意（委任も含

む)を基に成立する。書面決議では、回答のない会員を棄権として扱い、有効回答の中での過半数をもって決議を行う。

4. 定期総会は、毎年1回年度始めに開催する。

5. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めた時や、会員の5分の1以上からの書面による開催請求があった場合に、会長が招集する。

6. 総会の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。ただし、書面決議の場合は、書面投票による過半数の同意をもって決定する。

7. 議長は、総会の開催時に会員の中から選出する。書面決議においては、議長の選出は行わず、任意の会員がその役割を担う。

第8条 総会において議決する事項は、次のとおりである。

1. 前年度事業報告ならびに決算報告の承認。
2. 新年度事業計画ならびに予算案の審議決定。
3. 新年度役員承認。
4. その他必要な事項。

第4章 役員

第9条 この会の役員は、次のとおりである。

- | | |
|---------|-------------|
| 1. 会長 | 1名 |
| 2. 副会長 | 3名(内学校より1名) |
| 3. 書記 | 2名 |
| 4. 庶務会計 | 2名 |

第10条 役員兼任は認めない。

第11条 役員は、別に定める選出細則により選出され、定期総会の承認を得る。

第12条 役員任期は、1年とする。ただし、再任をさまたげない。

第13条 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

第14条 役員会は、会長・副会長・書記及び庶務会計で構成され、この会の運営に当たる。

2. 招集は会長が行う。

第15条 役員任務は、次のとおりである。

1. 会長は、この会を代表して会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長が職務を執行できないときは、その職務を代行する。
3. 書記は、議事録の作成、文書の発行及び整理保管を行う。
4. 庶務会計は、予算に基づいて一切の経理を掌握し、総会において会計報告を行う。また、役員会の庶務を行う。

第5章 委員会

第16条 運営委員会の招集は、会長が行う。議事の運営は、会長が任命した者が行う。

第17条 運営委員会は、役員・学年委員長及び各専門委員長で構成され、各委員会活動の連絡調整を図り、次の事項を審議する。

1. 総会の決議を執行し、また緊急の事項を処理する。
2. この会の運営に関する事項及び総会に提出する議案を審議する。
3. この会の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第18条 学年委員会は、各学年の担任及び学年委員で構成され、必要に応じて開催する。なお、専門委員会所属のクラス委員は、必要に応じて出席できる。

2. この委員会の運営については、別に細則で定める。

第19条 専門委員会は、補導交通安全委員会・広報委員会・環境衛生委員会及びふれあいまつり実行委員会の4委員会とし、各学級から選出された委員で構成され、必要に応じて開催する。

2. この委員会の運営については、別に細則で定める。

第20条 クラス委員会は、各学級から選出された委員と各学級の担任とにより構成され、必要に応じて開催する。

2. この委員会の運営については、別に細則で定める。

第21条 各委員長は、他の委員長を兼任できない。

第22条 校長は、各会議に出席し意見を述べることができる。

第6章 会計

第23条 この会の会員は、会費を納めるものとする。

2. 会費に関する事項は、細則で定める。ただし、会費の額の決定及び変更については、総会の承認を得なければならない。

第 24 条 この会の費用は、会費及びその他の収入によってまかなわれる。

第 25 条 この会の会計は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第 26 条 この会の決算は、会計監査を経て、総会の承認を得る。

第 27 条 この会の会計を監査するために、3 名(内 T1 名)の監査委員を置く。

2. 監査委員は、全体委員会において推薦し、総会の承認を得る。

3. 監査委員の任期は、1 年とする。ただし、再任をさまたげない。

第 28 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり翌年の 3 月 31 日で終わる。

第 7 章 付則

第 29 条 会則の改正は、総会（定期総会または臨時総会）において、出席者または書面による回答の過半数の賛成がなければ行うことはできない。改正案は、総会開催の少なくとも 1 週間前までに、全会員に通知しなければならない。

2. 細則は、運営委員会において、出席者の過半数の賛成がなければ改正することはできない。改正案は、運営委員会の開催の少なくとも 3 日前までに、各委員に知らせておかなければならない。

第 30 条 この会の運営に際して必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の審議を経て定める。

2. 運営委員会で、細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

本会の会則は、平成 8 年 4 月 1 日より施行する。

(平成 10 年 2 月 13 日 一部改正)

(令和 2 年 5 月 15 日 一部改正)

(令和 5 年 5 月 10 日 一部改正)

(令和 6 年 5 月 10 日 一部改正)

■ 細 則

第 1 章 役員選出

第 1 条 役員選出に必要な手続きを行うため、選考委員会を設置する。

2. 選考委員会は、役員より 2 名・学年ごとにクラス委員より 1 名（計 6 名）・各専門委員より 1 名（計 4 名）・教職員より 2 名の 15 名で構成される。
3. 選考委員会は、構成員の互選により委員長 1 名及び副委員長 1 名を選出する。

第 2 条 選考委員会は、全会員の中から立候補の届け出を受け付ける。

2. 選考委員が立候補する場合は辞任し、代わりを立てる。

第 3 条 立候補者が定数を満たした場合は、総会において承認を得る。

2. 立候補者が定数を超えた場合は、選考委員の立ち会いのもとに候補者同士の協議をする。協議が整わないときは、全会員による選挙を行う。
3. 前項の選挙を行う場合、選考委員会は選挙に関する手続きを定め、公正な選挙を管理運営しなければならない。
4. 立候補者が定数に満たない場合は、選考委員会は全会員の中から候補者を指名し、総会において承認を得る。
5. 役員の数人は、会則第 4 章第 9 条を基本とし、児童数の増減および活動状況に応じ、増減を認めるものとする。

第 2 章 委員会

第 4 条 委員選出

1. クラス委員は学級ごとに必要数に応じて互選により選出する。
2. 教職員は、各専門委員会に所属する。
3. クラス委員の専門委員会での所属は、各学年で決める。
4. 各学年委員会の学年リーダーと各専門委員会の正副委員長は、委員の互選により選出する。

第 5 条 学年委員会

1. 学年委員会は、各学年で組織し、学年リーダー 1 名を互選により選出する。学年委員長は 6 年の学年リーダーが兼任し、学年委員会を招集する。
2. この会は、学級ならびに学年の集会を通して担任に協力し、学年における教育上の諸問題について対策を立て、その処理に当たる。
3. 学年委員長は、各学年の意見をまとめ、運営委員会に反映させる。

第6条 クラス委員会

クラス委員会は、各学級で選出された委員と担任とで構成され、学級の連絡調整を図り、学級活動の向上に努める。さらに、学級の意見をまとめて学年委員会に反映させる。

第7条 専門委員会

専門委員会は、委員長1名及び副委員長1名を互選し、委員長がこれを招集する。

1. 補導交通安全委員会

- ・児童の校外活動を推進する。
- ・学校ならびに地域社会の交通安全に協力する。

2. 広報委員会

- ・機関誌を発行する。
- ・その他の広報活動を行う。

3. 環境衛生委員会

- ・校内の環境緑化や環境保全の活動を行う。

4. ふれあいまつり実行委員会

- ・ふれあいまつりの企画と運営を行う。

第8条 特別委員会

1. 特別委員会の委員は、その発足に伴い選出される。
2. 特別委員会は委員長1名及び副委員長1名を互選し、委員長がこれを招集する。

第3章 会費

第9条 この細則は、会則第23条及び第24条により定める。

会費は、会員一家庭につき月額150円とする。

第4章 表彰ならびに慶弔・見舞い

第10条 この会は、次に該当する者に対し、表彰し記念品を贈る。

1. 会員で特に功労があった者。
2. 会員以外で本会に功労があった者。
3. 記念品については、役員会で検討する。

第11条 会員が次の各号に該当するときは、慶弔・見舞いを贈る。その他、会員が火災及び水害等不慮の災害にあった場合は、役員会で協議決定し、その程度により金額を定める。なお、すべて返礼は受けないものとする。

1. 会員が、死亡した場合 … 5,000 円
2. 児童が、死亡した場合 … 5,000 円
3. 教職員が、疾病及び障害で、連続して 3 週間以上入院した場合 … 3,000 円
4. 教職員の配偶者及び一親等親族が死亡した場合 … 5,000 円
5. 児童が、疾病及び障害で、連続して 3 週間以上入院した場合 … 3,000 円
6. 教職員が、結婚した場合 … 5,000 円
7. 教職員及びその配偶者が、出産した場合 … 5,000 円

第 5 章 個人情報取扱

第 12 条 この会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については個人情報取扱規則に定め、適正に運用するものとする。

本会の細則は、平成 8 年 4 月 1 日より施行する。

(平成 9 年 12 月 11 日 一部改正)

(平成 21 年 4 月 22 日 一部改正)

(平成 24 年 5 月 11 日 一部改正)

(平成 30 年 4 月 17 日 一部改正)

(令和 2 年 5 月 15 日 一部改正)

(令和 6 年 5 月 10 日 一部改正)

さいたま市立浦和大里小学校保護者と教職員の会（PTA） 個人情報取扱規則

（目的）

第1条 さいたま市立浦和大里小学校保護者と教職員の会（PTA）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、個人情報の取り扱いについて定めるものとする。

（責務）

第2条 この会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（管理者）

第3条 この会における個人情報の管理者は、会長とする。会長は、個人情報の運用等の実務責任者を指名し、実務責任者は日常的な個人情報の管理業務を遂行し、その運用に関する全般的な責任を負う。実務責任者は定期的に会長に対して個人情報管理の状況報告を行い、必要に応じて相談を行うものとする。

（取扱者）

第4条 この会における個人情報の取扱者は、役員・各委員会委員長及び、管理者が認めた委員とする。

（秘密保持義務）

第5条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（収集方法）

第6条 個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合はあらかじめ本人の同意を得る。

（利用）

第7条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) PTA 会費の集金業務、管理業務
- (2) 保険事務
- (3) 文書の送付
- (4) 役員・委員名簿の作成

- (5) 役員・委員選出
 - (6) 事業計画に基づく活動及びその円滑な遂行
2. 年度ごとの事業計画に基づき、個人情報の利用目的を明確に特定する。

(利用目的による制限)

第8条 この会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、クラウドサービスを利用する場合は、選定したサービスのセキュリティポリシーに基づき、適正に管理する。不要となった個人情報は、電子データの場合、セキュアなデータ消去方法を用いて適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管および持出し等)

第10条 個人情報を取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなどセキュリティ管理を厳密に実施することとする。また、持ち出す場合は、電子メール等での送付も含め、ファイルまたはデバイス本体に暗号化やパスワードを施す等の管理を適切に行うこととする。

- 2. 紙媒体に記載されたものは鍵のかかる場所で保管する。管理者、取扱者以外の目に触れるところに放置しない等の管理を適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者に提供したときは、法令に沿って次の事項について記録を作成し、保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名

- (3) 提供する情報の項目
 - (4) 提供する対象者の同意を得ている旨
- (第三者提供を受ける際の確認等)

第 13 条 第三者から個人情報の提供を受けるときは、法令に沿って次の事項について記録を作成し、保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報開示等)

第 14 条 この会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏洩時等の対応)

第 15 条 個人情報を漏洩等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者及び会長に報告しなければならない。

(研 修)

第 16 条 この会は取扱者に対して、定期的に個人情報の取扱に関する留意事項について研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第 17 条 この会は個人情報の取扱に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第 18 条 本規則は、法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、運営委員会において審議し、承認をもって改正することができる。

付 則

本規則は、平成 30 年 4 月 17 日より施行する。

(令和 6 年 5 月 10 日 一部改正)